

災害時における歯科口腔保健医療救護活動に関する協定書

長野県（以下「県」という。）と、一般社団法人長野県歯科医師会、特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会、一般社団法人長野県歯科技工士会（以下「歯科口腔保健医療関係団体」という。）及び大東京歯科用品商協同組合（以下「歯科ディーラー団体」という。）は、災害時における歯科口腔保健医療救護活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震・風水害等による大規模災害（原子力災害を除く。）及び航空機や鉄道の事故等により多数傷病者が一時的に発生する局地災害（以下、「大規模災害等」という。）の発生に伴い、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び長野県地域防災計画等に基づく歯科口腔保健医療救護活動に関し、県、歯科口腔保健医療関係団体及び歯科ディーラー団体が協力して取り組むことを確認し、その実施にあたって必要な事項を定めるものとする。

（歯科口腔保健医療救護計画）

第2条 歯科口腔保健医療関係団体は、歯科口腔保健医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科口腔保健医療救護計画を策定し、これを県に提出するものとする。

2 前項の歯科口腔保健医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科口腔保健医療救護班の編成
- （2）歯科口腔保健医療救護班の活動計画
- （3）地区組織と関係機関との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）歯科口腔保健医療救護活動に係る物品等の供給
- （6）訓練計画
- （7）その他必要な事項

3 歯科口腔保健医療関係団体は、歯科口腔保健医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科口腔保健医療救護計画を県に提出するものとする。

（歯科口腔保健医療救護活動の要請）

第3条 県は、大規模災害等の発生により、歯科口腔保健医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、歯科口腔保健医療関係団体には、歯科口腔保健医療救護班の派遣を、歯科ディーラー団体又は同団体に加盟する事業者（以下「歯科ディーラー団体等」という。）には歯科口腔保健医療救護活動に必要な物品等（以下「物品等」という。）の供給を要請するものとする。

2 歯科口腔保健医療関係団体は、前項の要請を受けたときは、速やかに対応可能な人員に対応可能な期間ごとにとりまとめ県に報告する。

3 歯科ディーラー団体等は、第1項の要請を受けたときは、その要請に基づいて速やかに適切な措置をとるものとする。

4 県は、第2項の報告に基づき歯科口腔保健医療救護班編成を行い、歯科口腔保健医療関係団体

と調整のうえ、歯科口腔保健医療救護班の編成を決定する。

- 5 緊急やむをえない事情により、県の要請を待たずに歯科口腔保健医療救護班を派遣した場合には、歯科口腔保健医療関係団体は速やかに県に報告し、その承認を得るものとする。この場合、県が承認した歯科口腔保健医療関係団体の活動班は、県の要請に基づく歯科口腔保健医療救護班とみなすものとする。

(歯科口腔保健医療救護班に対する指揮)

第4条 歯科口腔保健医療救護活動の総合調整を図るため、歯科口腔保健医療救護班に対する指揮は、歯科口腔保健医療関係団体のうち、県が指定する者が行うものとする。

(歯科口腔保健医療救護班の業務)

第5条 歯科口腔保健医療救護班は、避難所及び救護所等において歯科口腔保健医療救護活動を行う。

2 歯科口腔保健医療救護班の業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する救急処置の実施とその活動の記録
- (2) 傷病者の歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 身元不明遺体の身元確認
- (4) 被災者に対する歯科医療・歯科口腔保健活動
- (5) 被災地の歯科口腔保健医療提供体制の支援
- (6) その他歯科口腔保健医療救護班として必要な事項

(歯科口腔保健医療救護班の輸送)

第6条 県は、歯科口腔保健医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科口腔保健医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(歯科口腔保健医療救護活動に係る物品等の供給)

第7条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の際、歯科口腔保健医療救護班が使用する物品等は、当該救護班が携行することとし、県は供給について必要な協力を行うものとする。

- 2 歯科ディーラー団体等は、県から物品等の供給要請があったときは、それを保有し、又は手配可能な物品等の供給について、対応可能な範囲で、優先的に応じるものとする。
- 3 引き渡しの場所については、県が指定するものとし、県の職員又は県の指定する者等が物品等を確認の上、受領するものとする。

(協力歯科医療機関の確保)

第8条 県は、災害時における傷病者の治療にあたる歯科医療機関(以下「協力歯科医療機関」という。)の確保に努めるものとする。

- 2 歯科口腔保健医療関係団体は、県が協力歯科医療機関を確保しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所等における医療費は、無料とする。なお協力歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 歯科口腔保健医療関係団体及び歯科ディーラー団体等は、県から要請があった場合は、県が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 県の要請に基づき、歯科口腔保健医療救護班が災害救助法の規定による歯科口腔保健医療救護活動を実施した場合、又は、歯科ディーラー団体等が物品等を供給した場合、県は、災害救助法及び同法施行令の定めるところにより費用を弁償する。

2 前項により弁償する費用の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科口腔保健医療救護班の派遣に関する経費
- (2) 歯科口腔保健医療救護班が携行した物品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科ディーラー団体等が供給を行い、歯科口腔保健医療救護班が使用した物品等の実費
- (4) 歯科口腔保健医療救護班又は歯科ディーラー団体等が派遣した者がその活動中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定を実施するために要した費用のうち、県が必要と認めたもの

3 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、県と歯科口腔保健医療関係団体及び歯科ディーラー団体との協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和8年3月26日から令和9年3月25日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに県又は歯科口腔保健医療関係団体及び歯科ディーラー団体から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長され、以後同様とする。

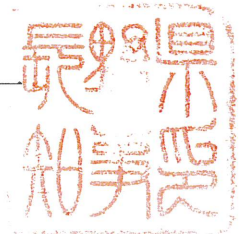
この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各者が記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 8年 3月 26日

長野県長野市南長野字幅下692-2

長野県

知事 阿部 守一



長野県長野市稲葉2141

一般社団法人長野県歯科医師会

会長 伊藤 正明



長野県千曲市大字粟佐1128-2

特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会

会長 宮嶋 典子



長野県安曇野市豊科4868

一般社団法人長野県歯科技工士会

会長 小田切 康二



東京都江東区毛利2-9-19-603

大東京歯科用品商協同組合

理事長 杉山 勝人



東海信越地区歯科医師会

災害時等の相互応援に関する協定書

長野県歯科医師会、新潟県歯科医師会、静岡県歯科医師会、愛知県歯科医師会、三重県歯科医師会、岐阜県歯科医師会(以下、「東海信越地区歯科医師会」という)は、「災害時等の相互応援に関する協定書」(平成21年4月1日)及びそれに基づく覚書(平成26年10月4日)を統合改正し、新たに本協定書を締結する。

本協定書の目的は、地震等による自然災害はもとより、CBRNE災害等における住民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事象の発生時における東海信越地区歯科医師会の相互応援や協力体制を構築し、被災者等に対する歯科保健医療活動及び歯科所見による身元確認作業等を円滑に実施し、被災地の復旧復興に資することにある。

(趣旨)

第1条 本協定書は、東海信越地区歯科医師会のいずれかにおいて、次の各号に掲げる事態が発生し、災害が甚大かつ広域で被災県歯科医師会(以下「被災県歯」という)のみでは対応が十分に実施できない場合に、被災県歯からの要請に基づき、東海信越地区内での応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定める。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)が適用される事態及びCBRNE災害
- (3) 前2号に定めるもののほか、住民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(応援幹事県歯科医師会の決定等)

第2条 応援幹事県歯科医師会(以下「幹事県歯」という)の決定にあたっては、東海信越地区歯科医師会の当番県歯が中心となり、被災県歯及び関係行政機関等の情報にも基づき調整にあたり、地理的要因や交通手段等を勘案し、可及的速やかに幹事県歯を決定する。なお、状況により幹事県歯の決定が困難な場合には、当番県歯がその任にあたる。ただし、当番県歯が被災県歯となった場合には、東海信越地区歯科医師会連絡協議会規約第5条第2項の輪番とする。

- 2 幹事県歯は、被災県歯及び各県歯、日本歯科医師会等と連携して、応援計画の立案及び応援活動を実施し、被災地に対する応援体制の整備にあたる。
- 3 各県歯は、あらかじめ応援活動に関する連絡先及び担当者等を定めるなどして、連

絡体制を整備し、災害等発生時には、速やかな情報交換に努める。

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災県歯は、関係行政等との連携に基づき災害の状況及び必要とする応援内容等について整理し、電話又はファクシミリ、メール等により幹事県歯（決定していない場合は当番県歯）に対して応援を要請する。また、後日速やかに文書により発出するものとする。

2 被災県歯は、応援が必要な内容

(1) 人的派遣の場合は、活動内容及び職種、概ねの人数及び期間、出動場所及び交通経路等

(2) 物的支援の場合は、必要な資機材等の品目及び数量、送り先等について、別に定める様式に則り、幹事県歯（決定していない場合は当番県歯）に対して要請する。

3 幹事県歯（決定していない場合は当番県歯）は、被災県歯等から応援要請を受けたときは、速やかにその内容を被災県歯以外の各県歯に伝達した上で、実施しようとする応援内容等について調整し、その結果を被災県歯に通知する。

4 幹事県歯（決定していない場合は当番県歯）は、日本歯科医師会及び東海信越地区以外の都道府県歯科医師会等の支援が必要と認められる場合には、必要な支援内容等について整理し、速やかに日本歯科医師会等に支援を要請する。

5 各県行政及び各県警察等から、被災地における歯科保健医療活動及び身元確認作業等に係る出動要請がなされたときは、各県歯は速やかにそれに対応する。

(自主的な応援活動)

第4条 被災県歯以外の各県歯は、災害が甚大かつ広域又は通信途絶等の緊急事態が生じ、第3条 第1項及び第2項にある要請ができない状況にあると判断される場合には、被災県歯からの要請を待たないで、幹事県歯（決定していない場合は当番県歯）による調整の下に、必要な応援活動を実施できるものとする。

(情報の共有)

第5条 東海信越地区歯科医師会は、応援活動を実施する場合に、提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、出動可能な職種及び人数、救急医療施設の機能及び所在地等について、必要な情報の共有を平時より図るものとする。

(応援活動の種類等)

第6条 応援活動の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資及び資機材の提供

(2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与

(3) 歯科保健医療活動等への人員の派遣及びその他の役務の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 東海信越地区歯科医師会は、前項各号に掲げる応援活動が速やかに実施できるよう、平時より関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期すものとする。

3 なお具体的な応援活動の内容等については、幹事県等が中心となり、災害等の規模及び状況等に応じて、災害等ごとに応援計画を定めるものとする。

(応援活動の経費負担等)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として、応援活動を行った各県歯の負担とする。

2 災害等の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、応援活動を行う各県歯の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 応援活動を行う各県歯は、第3条の被災県歯からの要請又は第4条の自主的な応援活動により人員の派遣等を行う場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させることを原則とする。

(関係資料の確認等)

第9条 東海信越地区歯科医師会は、本協定書に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、毎年7月1日現在の応援活動に係る資料を、相互に確認するものとする。

(合同訓練の実施等)

第10条 東海信越地区歯科医師会は、本協定書に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、災害対策等に関する合同訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 本協定書の実施に関し必要な事項又は本協定書に定めのない事項で、特に協議する必要が生じた場合には、その都度、東海信越地区歯科医師会で協議して定めるものとする。

附 則

本協定書は、令和元年10月26日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、本協定書を6通作成し、各県会長が記名捺印の上、各自1通を所持する。

令和元年10月26日

一般社団法人 新潟県歯科医師会

会 長 松崎 正穂



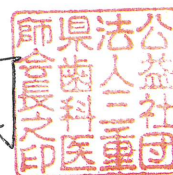
公益社団法人 岐阜県歯科医師会

会 長 阿部 義和



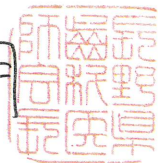
公益社団法人 三重県歯科医師会

会 長 大杉 和司



一般社団法人 長野県歯科医師会

会 長 伊藤 正明



一般社団法人 静岡県歯科医師会

会 長 柳川 忠貴



一般社団法人 愛知県歯科医師会

会 長 内堀 典保



災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県及び山梨県において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県歯科医師会独自では十分に被災者の応急措置、救護あるいは身元不明者の確認等が実施できない状況に至ったとき、被災県歯科医師会が、この協定を締結した他方の県歯科医師会（以下「応援県歯科医師会」という。）に応援を要請し、その措置業務を円滑に遂行するために必要な事項に関し協定を締結する。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に規定する武力攻撃事態等及び緊急対処事態に準用する。

(連絡会議の設置)

第2条 協定を締結した各県歯科医師会は、災害の発生に備え、平常時から担当者を置き、必要に応じて連絡会議を開催する。

(応援の種別)

第3条 応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緊急歯科医療

被災県歯科医師会、公益社団法人日本歯科医師会又は関係行政機関の要請を受け、緊急歯科医療のための機材及び薬品等の調達又は歯科医師等の派遣を行う。

(2) 身元不明者の確認

被災県歯科医師会又は警察庁の要請を受け、身元不明者確認作業のための歯科医師の派遣を行う。

(3) 歯科医師会会員に対する救援

被災県歯科医師会の要請を受け、被災した会員に対して、救援物資等の援助を行う。

(応援要請の手続き)

第4条 応援要請は、被災県歯科医師会会長又はその代理者が、公益社団法人日本歯科医師会又は関係行政機関を通して、又は直接応援県歯科医師会会長に対して応援要請を行う。

(実施細目)

第5条 応援県歯科医師会は、被災県歯科医師会、公益社団法人日本歯科医師会又は関係行政機関から応援要請があった場合、可能な範囲においてそれに応える。

2 応援に要した経費のうち第3条第3号に規定する歯科医師会会員に対する救援に要した経費は、原則として応援県歯科医師会の負担とする。

3 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、各県歯科医師会が協議して別に定める。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1ヶ月前までに各県歯科医師会から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結にあたり、協定書2通を作成し、各県歯科医師会会長が署名、捺印し、それぞれ1通ずつを保管する。

平成30年2月17日

一般社団法人長野県歯科医師会
会長



一般社団法人山梨県歯科医師会
会長

